

低炭素社会のまちづくりを目指して

第一回宜野湾市地球温暖化対策地域協議会を開催しました！

宜野湾市域から排出される温室効果ガスを削減するため、市民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的にかつ計画的に推進することを目的とした地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、去る平成25年3月12日に第一回宜野湾市地球温暖化対策地域協議会を開催しました。



今回の協議会では委員の委嘱、計画の概要、協議会の進行等について話し合いました。宜野湾市域から排出される温室効果ガスを削減するための具体的な行動・普及啓発活動を行ってまいります。

地域文化に根ざした墓地と人・都市が共存するまちづくり

平成25年3月に「宜野湾市墓地基本計画」を策定しました！！

「宜野湾市墓地基本計画」とは？

宜野湾市の今後の墓地の適正管理のあり方、多様化する墓地・埋葬への対応、墓地の規制・誘導などの基本的な施策を取りまとめた計画です。基本目標に沿って計画を推進していきます。市民・事業者・行政のそれぞれに役割があります。市民・墓地事業者のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。



基本目標 1

既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

基本目標 2

新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

基本目標 3

墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

基本目標 4

墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

それぞれの役割

市民

- 法令遵守
- 日常的な墓地の適正管理
- マナー向上
- 違法墓地の建設等の監視協力

市役所

- 条例制定
- 個人墓地禁止区域の設定
- 公営墓地の整備・供給
- 適正管理指導
- 情報提供、周知徹底

事業所

- 法令遵守
- 日常的な墓地の適正管理
- 墓地使用者への適正利用の管理と指導

お墓は適正に管理しなければ、住環境の悪化を招く原因になります。必ず許可を取りましょう。



市内に個人の墓(法人等含む)を設置する場合は**市の許可が必要です**。墓地の設置を考えている方は必ず事前に環境対策課までご相談ください。

※許可申請書類は環境対策課窓口、市ホームページにも掲載してあります。

問合せ：環境対策課 環境指導係 ☎893-4411 内線451・456・457

住宅用太陽光発電システム 補助金制度のお知らせ

申請期間：平成25年8月1日～平成25年9月30日

補助金額：1KWあたり1万円(上限6万円)

宜野湾市では、化石燃料代替エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図ることを目的として住宅用の太陽光発電システムを設置する方へ補助金を交付します。

申請から補助金申請までの流れ

期限

平成25年8月1日開始
平成25年9月30日締切

対象システム設置後、速やかに提出
期限は平成26年3月10日

「補助金交付額確定通知書」
受領後、速やかに提出。
期限は平成26年3月28日

提出 1回目

「補助金交付申請書」の提出

添付書類
・建物所有者の承諾書(申請書と異なる場合)
・建物付近の見取り図
・対象システム設置に係る契約書、内訳書の写し
・現況写真(カラー写真に限る)

「補助金交付決定通知書」の受領

太陽光システムの設置工事

電力受給の開始

提出 2回目

「実績報告書」の提出

添付書類
・補助対象者の国民健康保険税の完納証明書
・補助対象者の市税完納証明書
・補助対象者の住民票
・電力会社との電力受給契約確認書の写し
・対象システムの設置状況を示す写真
・対象システム設置に係る領収書、内訳書の写し

「補助金交付額確定通知書」の受領

「補助金交付請求書」の提出

補助金の受領

申請者
宜野湾市

申請者
宜野湾市

着工日

完了日

申請者
宜野湾市

申請者
宜野湾市

申請者
宜野湾市

申請者
宜野湾市

●本制度の詳細は、市ホームページからご覧下さい。
トップ>組織一覧>環境対策課>住宅用太陽光発電システム補助金制度のご案内